

教習料金の最大20%がハローワークから支給されます!

教育訓練給付制度 (厚生労働大臣指定講座)

八戸ノ里ドライビングスクールの**普通二種**教習は、
厚生労働大臣指定講座として
教育訓練給付制度の対象となります。

○教育訓練給付制度とは?

雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

雇用保険に3年以上加入されている方が、在職中または、離職後1年以内に、厚生労働省が指定した講座を受講し終了された場合、ご本人が支払われた訓練経費の最大20%(上限10万円)がハローワークから支給されます。

また、初めてこの制度を利用される方は、雇用保険加入期間が1年以上であれば、受給資格があります。

詳細は、こちらをご覧ください。

www.kyufu.javada.or.jp

○給付の流れ

1

ハローワークに受給資格の有無を照会され、回答書の交付を受けて下さい。

2

八戸ノ里ドライビングスクールに左記「回答書」をご持参の上、ご入学手続きと教習料金のお支払いをお願い致します。

3

教習の開始～ご卒業



4

ハローワークにて給付金の申請手続きを行って下さい。

○指定講座

八戸ノ里ドライビングスクールでの教育訓練給付制度・厚生労働大臣指定講座は下記の通りです。

取得免許	所持免許	教習料金総額	給付対象金額	給付予定金額
普通二種	中型8t限定	220,040	215,840	43,168
	普通	234,200	230,000	46,000

※教習料金総額には、教習を規定時間で修了するために必要な料金は、全て含まれていますが、技能教習延長等の場合は追加料金が必要です。

※技能検定料、延長教習料、写真代は、給付対象額に含まれません。

※給付予定金額は、条件によって変動する場合がありますので、あらかじめご了承下さい。